

2022年3月5日裁判司法研究会議事録

1. 概要

【日時】2022年3月5日午後2時から午後5時10分ごろまで

【会場】Zoomによる遠隔研究会および会議

【出席者】

玉江、小林、南京家、林、川原、巫（6名）

2. 川原さんの参加に関して

会員と交互に自己紹介しました。巫が入会してくれるよう要請し、会員登録カードを送ることにしました。

3. 川原さんの事件について

事件については、書面にて、小林さんが質問点を提示し、それに対して、川原さんが回答した範囲での議論以上のやり取りはありませんでした。

4. 岡口基一裁判官の弾劾裁判について

岡口基一裁判官の弾劾裁判が行われることが2021年6月に発表されたが、期日は決まらず、定期的に弾劾裁判所のホームページで確認していました。しかし、数か月も動きがなく、確認が手薄になったころ、2月7日に公判期日が3月2日になると決まり、このころに期日がホームページで公開されたようです。この情報を確認できないままに3月2日になり、初公判が開かれたことをニュースで知りました。

裁判官がどのように統制されるのかについては、重要な研究課題の一つであり、弾劾裁判制度の運用がどのような性格を有しているのかについて、この裁判のあり方からみることができると思えるので、次回公判以降なるべく傍聴したいものですが、会の力が弱いので、どうなるかはわかりません。

5. 会の活動の方向性に関する散漫な議論について

会の活動の方向性について、さまざまな意見が出ましたが、議論がかみ合わないところが多く、うまくまとめることができないので、羅列する形式で書きます。巫の要約ですので、違和感のある方は、言ってください。必要に応じて、録音や映像で確認できます。

【明らかに許せない裁判結果とはどういうものかについて】

南京家さんが、会員を集め、それぞれの経験を出し合い、明らかに許せない

い裁判結果をみんなで改めさせることを続けていけば、会員も集まり、裁判も正常化できるのではないかと提案したことについて、巫が明らかな冤罪事件といえる狭山事件の再審請求は全く認められておらず、袴田事件は一度再審請求が通ったが高裁で否定されていると述べました。これは、明らかな誤判であっても裁判所は容易にそれを改めるものではないという意味です。つまり、南京家さんの言うように、明らかに許せない裁判を訂正させることができるほど、現実には甘くないので、南京家さんの運動のビジョンには無理があるという意味です。

これに対して、南京家さんは狭山事件が再審されないのは、何らかの（合理的な）理由がある可能性もあり、明らかな冤罪かどうかはわからないと述べました。さらに、小林さんが冤罪の定義について、再審請求を認められる条件をクリアしていると裁判所が認めるものが冤罪と言えるのであり、無実であっても有罪にされることはありうるというようなことを、話しました。

巫は、これまで、狭山事件が明らかな冤罪（＝誤判）であるという認識は、（少なくとも裁判について関心のある人ならば）当然に共有されていると思っていたが、そうではない人間がこの会にいるのだということを確認し、この事実認識について、小林さん、南京家さんとの間で、おおむね、同意確認しました。

しかし、狭山事件が明らかに不当な裁判であるという認識が共有できないのなら、南京家さんの言う明らかに許せない事件とはどういうものなのか、そのようなものが存在しうるのか疑問であると巫が述べました。

【自白の証拠能力に関する議論】

狭山事件に関する議論に関して、巫が「日本の法律では自白には証拠能力がない」というような言い方をしたことに関して、小林さんが異論を述べました。巫は日本国憲法と刑事訴訟法の規定により、自白によって有罪にすることはできないとされていると言いましたが、小林さんは裁判官が自由に事実認定できると述べ、議論が食いちがいました。巫は、現在、すぐに資料を提示できないので、次回の研究会までに報告書を提出すると述べ、いったん、話が終わりましたが、後の議論でもこの問題が繰り返し取り上げられたので、巫が刑事訴訟法 319 条と日本国憲法 38 条の条文を示し、巫の主張の根拠を明らかにしました。また、足利事件の上告審の最高裁裁判長が、インタビューでこの事件について聞かれたときに、犯人が公判廷で自白していることが問題だと語ったことからは、（最高裁の）裁判官（だった法律の専門家）が日本国憲法や刑事訴訟法の規定に反する認識を平然と語ったことは非常に問題だと述べました。なお、この点については、次回の研究会までに、巫がもう

少し詳しい報告書を作成し、発表して、議論の参考にしたいと思います。

【関東財務局に意見を聞くこと】

玉江さんが、関東財務局に銀行などの不正を訴えて意見を聞いたかどうかと提案しました。

【川原さんの意見】

六法や岡口基一さんの民事訴訟の解説書などを読めば、弁護士でなくとも、裁判を行うことはできるし、県と訴訟をしたことは、それほど費用が掛からなかったし、宣伝効果はあったと思い、費用対効果は大きかったと考えてる。

このような会に多数の会員が集まるというのは、あまり考えられないので、個々人の戦闘力を高めて、活動して行くべきだ。

【裁判正常化をどのように行うのか】

南京家さんが巫に、裁判正常化をどのように実施するのかについて聞き、巫はそれを明らかにするために会則を改定した、ざっくり言えば裁判批判によって裁判を正常化できると考えていると答えました。

6. 進行を妨げる私的な会話の混入について

会議の途中で、zoomの音声に、会とは無関係な私的な電話などの会話の音声が入り込んで、進行を妨害することが、何度かありました。この現象は以前から繰り返し発生しており、その原因を作る人も同じです。私的な電話などをする場合には、自分のアカウントをミュートにして、他人に迷惑をかけるないようにしてください。

7. 次回の予定

2022年3月19日（土）14時から17時くらいまで、Zoom会議。Zoomホストは小林さんの予定。

2022年3月7日

巫召鴻